

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No 037号 2011.06.26
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.phenix.or.jp/ikkk/>

日本政府はJALの不当解雇を撤回し 結社の自由に与える影響に迅速に対応すべきである ITFの合同アライアンスミーティングで決議

6月21、22日、マドリッド(スペイン)にて開催されたITF(国際運輸労連)の合同アライアンスミーティングにて、日本航空の不当解雇撤回を求める決議がされました。以下決議の全文を紹介します。(訳: 航空連 国際活動委員会)

日本における解雇について ITF 合同アライアンスミーティング決議 2011年6月21、22日 於:マドリッド

合同アライアンス組合ミーティングに参加したITF加盟組織は、同じくITF加盟組織である航空連合と共に、ITFメンバーである日本航空キャビンクルーユニオンより、同組合及び日本航空乗員組合は、2011年3月末までに日本航空の従業員を32600人に削減するとして、東京地方裁判所より設定された日本企業再生支援機構(ETIC-J)の措置により多大な影響を受けたとの報告を受けた。

一連の自主退職制度により削減目標は完全に達成されていたにもかかわらず、会社は2010年12月31日までに、さらに運航乗務員81名、客室乗務員84名の強制解雇が必要であると一方的な決定を行った。

客室乗務員の場合、CCU、及び航空連合のメンバーであるJALFIOのどちらも、日本航空経営から人員削減についての交渉の申し出を受けていなかった。会社は、解雇を回避するためのワークシェアリング及び自主的な帰休に関する交渉も拒否した。意図的なものか否かは別にして、実質的には組合役員を解雇者の中に不釣り合いな状態で含ませる解雇となった。

私達はILO98号条約—団体交渉権の条項、日本の国内法及び現行の日本航空における団体交渉における合意に照らして、会社経営は裁判所が要請した日本航空の人員削減について、誠意を持って関係労組と交渉を行うべきであったと考える。

さらに私達は、日本航空が強制解雇ではなく、希望退職制度による雇用削減に留めるべきであったと考える。

労働組合幹部の解雇を含む強制解雇及び日本における結社の自由に与える影響に迅速に対応するため、私達は日本国政府に対し解雇を撤回し、人員削減が必要であれば交渉による合意によって確実に実施されるよう、この問題に対し一刻も早い介入を求めるものである。